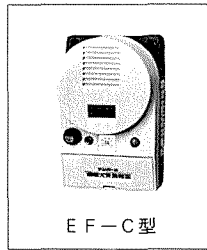


■受信機と変流機の互換性について

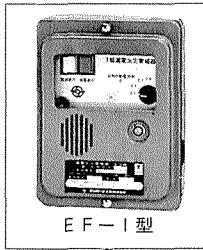
受信機と変流機の組み合わせには互換性がありますので、従来のように製造番号を一致させる必要がなく、任意に組み合わせることができます。

ただし組み合わせは、指定された型式承認番号を持つものでなければならず、指定型式承認番号以外の製品との組み合わせや、他社製品との組み合わせはできません。

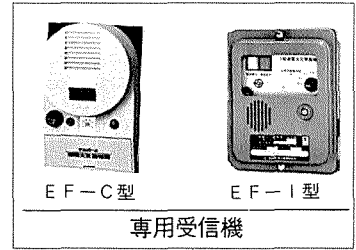
●受信機



EF-C型

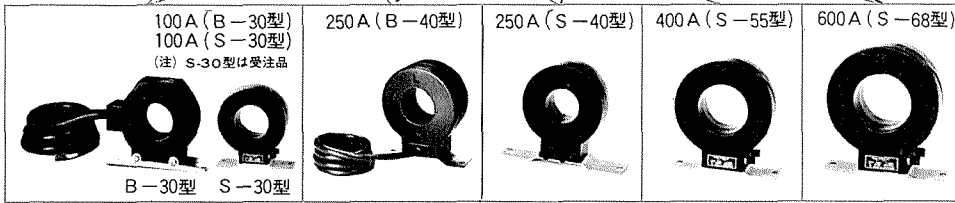


EF-I型

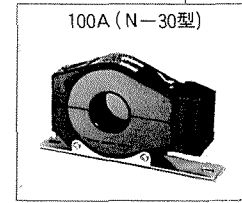


専用受信機

●貫通形変流器



●分割形変流器



(注) B型は防水形、S型、N型は防水性能がありません。

■設置対象物一覧表(消防法施行令第22条)

消防用設備等の種類			警 報 設 備	
			消防法施行令第22条	
			漏電火災警報器	
防火対象物の別			一 般	契約電流
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	延面積 (㎡)	50Aを越えるもの
	ロ	公会堂、集会場	300以上	
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	300以上	
	ロ	遊技場、ダンスホール		
(3)	イ	待合、料理店の類	300以上	
	ロ	飲 食 店		
(4)		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	300以上	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所	150以上	
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅		
(6)	イ	病院、診療所、助産所	300以上	
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設又は精神薄弱者援護施設		
	ハ	幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校		
(7)		小、中、高等学校、大学、各種学校の類	500以上	

消防用設備等の種類			警 報 設 備	
			消防法施行令第22条	
			漏電火災警報器	
防火対象物の別			一 般	契約電流
(8)		図書館、博物館、美術館の類	500以上	50Aを越えるもの
(9)	イ	トルコ浴場、サウナ浴場の類	延面積 (㎡)	
	ロ	その他の公衆浴場	150以上	
(10)		車両の停車場、船、航空機の発着場	500以上	
(11)		神社、寺院、教会の類	500以上	
(12)	イ	工場、作業所	300以上	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(14)		倉 庫	1000以上	
(15)		前各項に該当しない事業場	1000以上	
(16)	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	〔注〕	
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物		
(16)の2		地 下 街	300以上	
(17)		重要文化財、重要美術品等の建造物	全部	

1. [注] は、延面積500㎡以上で、かつ特定防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上。

2. 特定防火対象物とは(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イの用途に供するもの。

3. 建築物で間柱もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床または天井野縁、もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有する建築物。